

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月6日（令和6年（行情）諮問第651号ないし同第658号）

答申日：令和7年6月25日（令和7年度（行情）答申第120号ないし同第127号）

事件名：令和4年度小平法務研究シンポジウムに関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

令和4年度小平法務研究シンポジウムに関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

令和4年度小平法務研究シンポジウムに関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

令和4年度小平法務研究シンポジウムに関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

令和4年度小平法務研究シンポジウムに関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

令和4年度小平法務研究シンポジウムに関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

令和4年度小平法務研究シンポジウムに関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

令和4年度小平法務研究シンポジウムに関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書8」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる34文書（以下、順に「文書1」ないし「文書34」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当である

が、別表の番号 2 1 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく各開示請求に対し、令和 4 年 9 月 2 8 日付け防官文第 1 8 3 2 0 号、同年 1 2 月 2 日付け同第 2 2 6 1 8 号、令和 5 年 2 月 1 3 日付け同第 2 6 8 0 号、同年 4 月 2 1 日付け同第 9 1 6 5 号、同年 6 月 3 0 日付け同第 1 4 1 2 1 号、同年 9 月 1 1 日付け同第 1 9 0 2 8 号、同年 1 1 月 1 7 日付け同第 2 3 6 9 5 号、令和 6 年 1 月 2 6 日付け同第 1 3 4 7 号及び同年 3 月 1 日付け同第 4 3 0 1 号ないし同第 4 3 0 8 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分 1」ないし「原処分 1 6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書 1（原処分 1 について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙 1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成 3 0 年 1 0 月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（2 0 頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙 2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙 3（略）

で説明されているもの) が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすること」を求めるものである。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2(原処分2について)

上記(1)と同旨。

(3) 審査請求書3(原処分3について)

上記(1)と同旨。

(4) 審査請求書4（原処分4について）

アないしオ 上記（1）アないしオと同旨。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

キ 上記（1）キと同旨。

(5) 審査請求書5（原処分5について）

アないしオ 上記（1）アないしオと同旨。

カ 上記（4）カと同旨。

キ 上記（1）キと同旨。

(6) 審査請求書6（原処分6について）

アないしオ 上記（1）アないしオと同旨。

カ 上記（4）カと同旨。

キ 上記（1）キと同旨。

(7) 審査請求書7（原処分7について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ及びク 上記（1）オ及びキと同旨。

(8) 審査請求書8（原処分8について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ及びカ 上記（７）オ及びカと同旨。

キ及びク 上記（１）オ及びキと同旨。

ケ 上記（４）カと同旨。

（９）審査請求書 ９（原処分 ９ないし原処分 １６について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和 ５年度（行情）答申第 ６５４号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（１）イないしエと同旨。

オ及びカ 上記（７）オ及びカと同旨。

キ 上記（１）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（１）キと同旨。

第 ３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

（１）原処分 １及び原処分 ９について（諮問第 ６５１号）

本件開示請求は、本件請求文書 １の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 １ないし文書 ３４を特定した。

本件開示請求については、法 １１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 ４年 ９月 ２８日付け防官文第 １８３２０号により、本件対象文書のうち、文書 １について、法 ９条 １項に基づく開示決定処分（原処分 １）を行った後、令和 ６年 ３月 １日付け同第 ４３０１号により、本件対象文書のうち、文書 ２ないし文書 ３４について、法 ５条 １号、２号イ、３号、５号、６号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 ９）を行った。

本件審査請求は、原処分 １及び原処分 ９に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 １に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 １年 ６か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）原処分 ２及び原処分 １０について（諮問第 ６５２号）

本件開示請求は、本件請求文書 ２の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 ２ないし文書 ３４を特定した。

本件開示請求については、法 １１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 ４年 １２月 ２日付け防官文第 ２２６１８号によ

り、本件対象文書のうち、文書31について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和6年3月1日付け同第4302号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書30及び文書32ないし文書34について、法5条1号、2号イ、3号、5号、6号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（3）原処分3及び原処分11について（諮問第653号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書30及び文書32ないし文書34を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年2月13日付け防官文第2680号により、本件対象文書のうち、文書32について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和6年3月1日付け同第4303号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書30、文書33及び文書34について、法5条1号、2号イ、3号、5号、6号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分11）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分11に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（4）原処分4及び原処分12について（諮問第654号）

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書30、文書33及び文書34を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年4月21日付け防官文第9165号により、

本件対象文書のうち、文書３３について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分４）を行った後、令和６年３月１日付け同第４３０４号により、本件対象文書のうち、文書２ないし文書３０及び文書３４について、法５条１号、２号イ、３号、５号、６号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１２）を行った。

本件審査請求は、原処分４及び原処分１２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分４に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（５）原処分５及び原処分１３について（諮問第６５５号）

本件開示請求は、本件請求文書５の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書２ないし文書３０及び文書３４を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年６月３０日付け防官文第１４１２１号により、本件対象文書のうち、文書３４について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分５）を行った後、令和６年３月１日付け同第４３０５号により、本件対象文書のうち、文書２ないし文書３０について、法５条１号、２号イ、３号、５号、６号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１３）を行った。

本件審査請求は、原処分５及び原処分１３に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分５に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（６）原処分６及び原処分１４について（諮問第６５６号）

本件開示請求は、本件請求文書６の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書２ないし文書３０を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年９月１１日付け防官文第１９０２８号により、本件対象文書のうち、文書２８について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分６）を行った後、令和６年３月１日付け同第４３０６号により、本件対象文書のうち、文書２ない

し文書27、文書29及び文書30について、法5条1号、2号イ、3号、5号、6号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分14）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分14に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（7）原処分7及び原処分15について（諮問第657号）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書27、文書29及び文書30を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年11月17日付け防官文第23695号により、本件対象文書のうち、文書3について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った後、令和6年3月1日付け同第4307号により、本件対象文書のうち、文書2、文書4ないし文書27、文書29及び文書30について、法5条1号、2号イ、3号、5号、6号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分15）を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分15に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（8）原処分8及び原処分16について（諮問第658号）

本件開示請求は、本件請求文書8の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2、文書4ないし文書27、文書29及び文書30を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年1月26日付け防官文第1347号により、本件対象文書のうち、文書5について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った後、令和6年3月1日付け同第4308号により、本件対象文書のうち、文書2、文書4、文書6ないし文書27、文書29及び文書30について、法5条1号、2号イ、3号、5号、6号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分16）を行った。

本件審査請求は、原処分8及び原処分16に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、5号、6号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分9について（諮問第651号）

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

カ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

キ 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分9においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号、5号、6号柱書き及び

同号ハに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分 9 において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 1 及び原処分 9 を維持することが妥当である。

(2) 原処分 2 及び原処分 10 について（諮問第 6 5 2 号）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨。

ウ 審査請求人は、「特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

エないしサ 上記（1）エないしサと同旨（ただし、「原処分 1」とあるのは「原処分 2」、「原処分 9」とあるのは「原処分 10」と読み替える。）。

(3) 原処分 3 及び原処分 11 について（諮問第 6 5 3 号）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨。

ウ 上記（2）ウと同旨。

エないしサ 上記（1）エないしサと同旨（ただし、「原処分 1」とあるのは「原処分 3」、「原処分 9」とあるのは「原処分 11」と読み替える。）。

(4) 原処分 4 及び原処分 12 について（諮問第 6 5 4 号）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨。

ウ 上記（2）ウと同旨。

エないしサ 上記（1）エないしサと同旨（ただし、「原処分 1」とあるのは「原処分 4」、「原処分 9」とあるのは「原処分 12」と読み替える。）。

(5) 原処分 5 及び原処分 13 について（諮問第 6 5 5 号）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨。

ウ 上記（2）ウと同旨。

エないしサ 上記（1）エないしサと同旨（ただし、「原処分 1」とあるのは「原処分 5」、「原処分 9」とあるのは「原処分 13」と読み替える。）。

(6) 原処分 6 及び原処分 14 について（諮問第 6 5 6 号）

上記（１）と同旨（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分６」、
「原処分９」とあるのは「原処分６及び原処分１４」と読み替える。）。
（７）原処分７及び原処分１５について（諮問第６５７号）

ア及びイ 上記（１）ア及びイと同旨。

ウ 上記（２）ウと同旨。

エないしコ 上記（１）エ及びカないしサと同旨（ただし、「原処分１」
とあるのは「原処分７」、「原処分９」とあるのは「原処分７及び原
処分１５」と読み替える。）。

（８）原処分８及び原処分１６について（諮問第６５８号）

アないしキ 上記（１）アないしエ、カ、ク及びケと同旨（ただし、
「原処分９」とあるのは「原処分８及び原処分１６」と読み替える。
）。

ク 審査請求人は、「平成２４年度（行情）答申第３６５号及び同第３
６７号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決
定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル
的な決定を行うべきである」としているが、本件開示請求に係る行政
文書は、法５条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不
開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間
内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行う
こととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある
ため法１１条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行
政文書のうち相当の部分として、原処分８を行ったものである。

ケないしサ 上記（１）キ、コ及びサと同旨（ただし、「原処分１及び
原処分９」とあるのは「原処分８及び原処分１６」と読み替える。）。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審
議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 令和６年６月６日 | 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第６
５１号ないし同第６５８号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月１７日 | 審議（同上） |
| ④ 令和７年５月２２日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑤ 同年６月１９日 | 令和６年（行情）諮問第６５１号ないし
同第６５８号の併合及び審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、
本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、２号イ、３号、５号、６

号柱書き及び同号ハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和6年（行情）諮問第651号ないし同第656号において、諮問庁は原処分1ないし原処分6に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定（諮問第651号）

本件各開示請求については、令和4年度「小平法務研究シンポジウム」（分科会も含む）に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めるものであるところ、本件請求文書1に係る開示請求書には、「【裏面をご参照下さい】」と記載の上、同シンポジウムに係るインターネット記事が添付されていたことから、同記事に記載のある同シンポジウムに関する文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書34を特定した。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定（諮問第652号）

本件請求文書2に係る開示請求書には、「防官文第18320号（2022. 8. 1－本本B805）で残りの部分」及び「当該請求（2022. 8. 1－本本B805）の後に綴られた文書」と記載されていたことから、本件請求文書1に係る先行決定（原処分1）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和4年8月2日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年10月4日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書2ないし文書34を特定した。

ウ 本件請求文書3に係る文書の特定（諮問第653号）

本件請求文書3に係る開示請求書には、「防官文第22618号（2022. 10. 4－本本B1622）で残りの部分」及び「当該請求（2022. 10. 4－本本B1622）の後に綴られた文書」と記載されていたことから、本件請求文書2に係る先行決定（原処分2）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書2の開示請求受付日の翌日である令和4年10月5日から本件請求文書3の開示請求受付日である同年12月13日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書2ないし文書30及び文書32ないし文書34を特

定した。

エ 本件請求文書４に係る文書の特定（諮問第６５４号）

本件請求文書４に係る開示請求書には、「防官文第２６８０号（２０２２．１２．１３－本本Ｂ２１８６）で残りの部分」及び「当該請求（２０２２．１２．１３－本本Ｂ２１８６）の後に綴られた文書」と記載されていたことから、本件請求文書３に係る先行決定（原処分３）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書３の開示請求受付日の翌日である令和４年１２月１４日から本件請求文書４の開示請求受付日である令和５年２月２１日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書２ないし文書３０、文書３３及び文書３４を特定した。

オ 本件請求文書５に係る文書の特定（諮問第６５５号）

本件請求文書５に係る開示請求書には、「防官文第９１６５号（２０２３．２．２１－本本Ｂ２７９４）で残りの部分」及び「当該請求（２０２３．２．２１－本本Ｂ２７９４）の後に綴られた文書」と記載されていたことから、本件請求文書４に係る先行決定（原処分４）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書４の開示請求受付日の翌日である令和５年２月２２日から本件請求文書５の開示請求受付日である同年５月２日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書２ないし文書３０及び文書３４を特定した。

カ 本件請求文書６に係る文書の特定（諮問第６５６号）

本件請求文書６に係る開示請求書には、「防官文第１４１２１号（２０２３．５．２－本本Ｂ２４９）で残りの部分」及び「当該請求（２０２３．５．２－本本Ｂ２４９）の後に綴られた文書」と記載されていたことから、本件請求文書５に係る先行決定（原処分５）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書５の開示請求受付日の翌日である令和５年５月３日から本件請求文書６の開示請求受付日である同年７月１１日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書２ないし文書３０を特定した。

キ 本件請求文書７に係る文書の特定（諮問第６５７号）

本件請求文書７に係る開示請求書には、「防官文第１９０２８号（２０２３．７．１１－本本Ｂ９６３）で残りの部分」及び「当該請求（２０２３．７．１１－本本Ｂ９６３）の後に綴られた文書」と記載されていたことから、本件請求文書６に係る先行決定（原処分６）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書６の開示請求受付日の翌日である令和５年７月１２日から本件請求文書７の開示請求受付日である同年９月１９日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書２ないし文書２７、文書２９及び文書３０を特定した。

ク 本件請求文書 8 に係る文書の特定（諮問第 6 5 8 号）

本件請求文書 8 に係る開示請求書には、「防官文第 2 3 6 9 5 号（2 0 2 3. 9. 1 9－本本 B 1 3 7 3）で残りの部分」及び「当該請求（2 0 2 3. 9. 1 9－本本 B 1 3 7 3）の後に綴られた文書」と記載されていたことから、本件請求文書 7 に係る先行決定（原処分 7）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書 7 の開示請求受付日の翌日である令和 5 年 9 月 2 0 日から本件請求文書 8 の開示請求受付日である同年 1 1 月 2 9 日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、文書 2、文書 4 ないし文書 2 7、文書 2 9 及び文書 3 0 を特定した。

ケ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

コ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（2）これを検討するに、上記（1）アないしクの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）ケの保管状況及び上記（1）コの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）別表の番号 1、2、5、7 ないし 1 1、1 4 ないし 1 8、2 0、2 2 ないし 2 5、2 7 ないし 3 0、3 2 ないし 3 6、3 8 ないし 4 1、4 3 ないし 5 3、5 6、6 7、7 0 及び 7 1 に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、民間人の所属、氏名、職業及び役職等が記載されていると認められる。

当該部分は、一体として法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はなく、法 5 条 1 号に該当し、別表の番号 3 5、4 8 及び 5 1 に掲げる不開示部分については、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（2）別表の番号 2、5、8、1 2、1 5、1 9、2 2、2 6、2 8、3 1

及び40に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表の番号3、9、14、20、27、32、34、38、43、46、50、53、54、57、58、60、62、63、65、68、71及び72に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、自衛隊の運用及び教育訓練等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別表の番号3、4、6、41、59ないし62、64ないし66及び72に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、小平法務研究シンポジウム及び特定の事項における法令等の課題について、陸上自衛隊内において検討した内容が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、小平法務研究シンポジウム等について、陸上自衛隊内で行われた検討の具体的な内容が明らかとなり、将来の同種の検討に際して自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、ひいては不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (5) 別表の番号8、11、18、25、30、37、42、45、49及び55に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、小平法務研究シンポジウムの分科会における講師の講演内容が記載されていると認められる。

当該講師の講演内容が公表されていないことを踏まえると、当該部分は、これを公にすることにより、当該講師が行う調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、防衛省の施設等機関である防衛研究所が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

そうすると、当該部分は、法5条6号柱書き及び同号ハに該当し、不

開示としたことは妥当である。

(6) 別表の番号 13、16、21、23 及び 69 に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分のうち別表の番号 21 を除く部分には、小平法務研究シンポジウム開催に係る経費の費目別の見積額及び執行額が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊小平学校の特定の時期における執行可能な金額が明らかとなり、防衛省が行う会計事務に関して不適正な要求が行われるなど、国の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

そうすると、当該部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表の番号 21 に掲げる不開示部分は、部外者の食事代に係る記載であり、これを公にしたとしても、国の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法 5 条 6 号柱書きに該当しないことから、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ、3 号、5 号、6 号柱書き及び同号ハに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表の番号 21 に掲げる部分を除く部分は、同条 1 号、3 号、5 号、6 号柱書き及び同号ハに該当すると認められるので、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の番号 21 に掲げる部分は、同条 6 号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 4 部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 令和4年度「小平法務研究シンポジウム」(分科会も含む)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。
- (2) 令和4年度「小平法務研究シンポジウム」(分科会も含む)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第18320号(2022.8.1一本本B805)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.8.1一本本B805)の後に綴られた文書の全て。
- (3) 令和4年度「小平法務研究シンポジウム」(分科会も含む)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第22618号(2022.10.4一本本B1622)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.10.4一本本B1622)の後に綴られた文書の全て。
- (4) 令和4年度「小平法務研究シンポジウム」(分科会も含む)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第2680号(2022.12.13一本本B2186)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.12.13一本本B2186)の後に綴られた文書の全て。
- (5) 令和4年度「小平法務研究シンポジウム」(分科会も含む)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第9165号(2023.2.21一本本B2794)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.2.21一本本B2794)の後に綴られた文書の全て。
- (6) 令和4年度「小平法務研究シンポジウム」(分科会も含む)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第14121号(2023.5.2一本本B249)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.5.2一本本B249)の後に綴られた文書の全て。
- (7) 令和4年度「小平法務研究シンポジウム」(分科会も含む)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第19028号(2023.7.11一本本B963)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.7.11一本本B963)の後に綴られた文書の全て。
- (8) 令和4年度「小平法務研究シンポジウム」(分科会も含む)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第23695号(2023.9.19一本本B1373)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.9.19一本本B1373)の後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

(1) 上記1 (1) の開示請求の対象として特定された文書

- 文書1 令和4年度小平法務研究シンポジウムパンフレット
- 文書2 令和3年度 法務教育部が担任する学校事業の実施可否について 法務教育部
- 文書3 令和4年度学校業計における法務教育部担任事業の見直しについて（令和4年2月17日）法務教育部
- 文書4 令和4年度小平法戦研究シンポジウム（仮称）の大綱（案）について（令和4年3月4日）法務教育部
- 文書5 令和4年度小平法戦研究シンポジウム（仮称）の概要（令和4年3月15日）小平学校
- 文書6 04自主研究・令和4年度小平法戦研究シンポジウム（仮称）の方向性について（令和4年3月31日）法務教育部
- 文書7 令和4年度小平法務研究シンポジウム#1準備会同（令和4年4月7日）企画統制班
- 文書8 令和4年度小平法務研究シンポジウム#2準備会同（令和4年4月26日）企画統制班
- 文書9 令和4年度小平法務研究シンポジウム#3準備会同（令和4年5月24日）企画統制班
- 文書10 令和4年度小平法務研究シンポジウム実施計画部長仰指（令和4年5月25日）事務局
- 文書11 令和4年度小平法務研究シンポジウム実施計画学校長報告（令和4年6月1日）法務教育部
- 文書12 令和4年度小平法務研究シンポジウム中間報告（令和4年6月21日）法務教育部
- 文書13 令和4年度小平法務研究シンポジウム最終報告（令和4年7月13日）法務教育部
- 文書14 令和4年度小平法務研究シンポジウム実施に関する陸上自衛隊小平学校一般命令（小学般命第92号。令和4年6月9日）
- 文書15 令和4年度小平法務研究シンポジウム#1予行（事務局）（令和4年6月10日）企画統制班
- 文書16 令和4年度小平法務研究シンポジウム#2予行（事務局）（令和4年6月16日）企画統制班
- 文書17 令和4年度小平法務研究シンポジウム#3予行（法務教育部）（令和4年6月29日）事務局
- 文書18 令和4年度小平法務研究シンポジウム#4予行（法務教育部）（令和4年7月12日）事務局
- 文書19 基調講演：ハイブリッド戦

- 文書 20 分科会 1－1 講演 最近の国際情勢におけるハイブリッド戦の適用状況
- 文書 21 最近の国際情勢における各国の法的主張
- 文書 22 統合作戦指揮体制下の戦時政治工作の実態－「三戦」の実施主体を焦点に－
- 文書 23 法律戦の様相
- 文書 24 サイバー法制の現状及び課題（G Z 事態におけるサイバー戦への対応）
- 文書 25 「法令等の課題の検討」について（令和 4 年 7 月 22 日）陸上総隊司令部法務官
- 文書 26 分科会 3（説明資料）
- 文書 27 部隊展開等に必要な土地使用に関わる手続きの全般像
- 文書 28 予想される質問及び想定問答（Q & A）（案）
- 文書 29 小平法務研究シンポジウム概要説明（令和 4 年 7 月 19 日（月））陸上自衛隊小平学校
- 文書 30 令和 4 年度小平法務研究シンポジウム成果について（報告）（令和 4 年 7 月 29 日）法務教育部
- 文書 31 講師の派遣について（依頼）（小学法教第 9 号。令和 4 年 6 月 10 日）
- 文書 32 講師の派遣について（回答）（防研企第 691 号。令和 4 年 7 月 12 日）
- 文書 33 講師の派遣について（依頼）（小学法教第 10 号。令和 4 年 6 月 10 日）
- 文書 34 令和 4 年度小平法務研究シンポジウムへの講師の派遣について（依頼）（小学法第 11 号。令和 4 年 6 月 14 日）
- (2) 上記 1 (2) の開示請求の対象として特定された文書
文書 2 ないし文書 34
- (3) 上記 1 (3) の開示請求の対象として特定された文書
文書 2 ないし文書 30 及び文書 32 ないし文書 34
- (4) 上記 1 (4) の開示請求の対象として特定された文書
文書 2 ないし文書 30、文書 33 及び文書 34
- (5) 上記 1 (5) の開示請求の対象として特定された文書
文書 2 ないし文書 30 及び文書 34
- (6) 上記 1 (6) の開示請求の対象として特定された文書
文書 2 ないし文書 30
- (7) 上記 1 (7) の開示請求の対象として特定された文書
文書 2 ないし文書 27、文書 29 及び文書 30
- (8) 上記 1 (8) の開示請求の対象として特定された文書

文書 2、文書 4 ないし文書 2 7、文書 2 9 及び文書 3 0

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部 分	不開示とした理由
1	文書 2	3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2		4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 3	3 枚目の一部	自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、審議・検討内容が推測され、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。

4	文書 4	3 枚目の一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、審議・検討内容が推測され、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
5	文書 5	2 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
6	文書 6	1 枚目、3 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目ないし 11 枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
7	文書 7	3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
8		5 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。

			係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれ、さらに自衛隊の調査研究に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、その公正かつ能率的な当該事務の遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法5条1号、3号及び6号ハに該当するため不開示とした。
9		6枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
10	文書8	4枚目、6枚目、7枚目及び12枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
11		11枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の調査研究に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、その公正かつ能率的な当該事務の遂行を不当に阻害するおそれがあ

			ることから、法5条1号及び6号ハに該当するため不開示とした。
1 2		1 3 枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 3		1 4 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 4		1 9 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 5	文書 9	5 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 6		6 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人

			を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
17		17枚目、21枚目及び26枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
18		25枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の調査研究に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、その公正かつ能率的な当該事務の遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法5条1号及び6号ハに該当するため不開示とした。
19		27枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
20		39枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権

			利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
2 1		4 4 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
2 2	文書10	5 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
2 3		6 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2 4		1 6 枚目、2 0	個人に関する情報であり、特定の個人

		枚目及び25枚目のそれぞれ一部	を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
25		24枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の調査研究に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、その公正かつ能率的な当該事務の遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法5条1号及び6号ハに該当するため不開示とした。
26		26枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
27		38枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
28	文書11	4枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個

			人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
29		10枚目、14枚目、19枚目及び32枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
30		18枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の調査研究に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、その公正かつ能率的な当該事務の遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法5条1号及び6号ハに該当するため不開示とした。
31		20枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
32		32枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに

			に、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
33	文書12	3枚目、10枚目及び13枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
34		21枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
35	文書13	6枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人その他団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人その他団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

			ることから、法５条１号及び２号イに該当するため不開示とした。
３６		７枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
３７		１１枚目の一部	防衛省・自衛隊の調査研究に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、その公正かつ能率的な当該事務の遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法５条６号ハに該当するため不開示とした。
３８		２０枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
３９	文書１４	５枚目及び６枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
４０	文書１５	５枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個

			人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
4 1		1 6 枚目のページ番号を除く全て	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条1号及び5号に該当するため不開示とした。
4 2		2 2 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 3		2 6 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示と

			した。
4 4	文書 1 6	1 0 枚目、1 1 枚目、2 3 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4 5		2 2 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の調査研究に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、その公正かつ能率的な当該事務の遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号ハに該当するため不開示とした。
4 6		3 0 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
4 7	文書 1 7	5 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 2 枚目及び 2 3 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることか

			ら、法5条1号に該当するため不開示とした。
48		8枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人その他団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人その他団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条1号及び2号イに該当するため不開示とした。
49		19枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
50		26枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。

5 1	文書 1 8	6 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人その他団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人その他団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するため不開示とした。
5 2		9 枚目、1 6 枚目、1 7 枚目、2 0 枚目及び 2 3 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
5 3		2 4 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
5 4	文書 2 1	6 枚目、7 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目ないし 1 8 枚目及び 2 0 枚目ないし 2 8 枚	自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、脅威認識、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が

		目のそれぞれ一部	国の安全が害されるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５５	文書２２	１枚目の一部 ２枚目ないし１ ２枚目のそれぞれ全て	防衛省・自衛隊の調査研究に係る事務に関する情報であり、これを公にすることにより、その公正かつ能率的な当該事務の遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法５条６号ハに該当するため不開示とした。
５６	文書２３	２枚目、３枚目、７枚目、１ １枚目、１３枚目、１５枚目及び １９枚目ないし２１枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
５７		４枚目ないし６枚目、９枚目、 １０枚目、１２枚目及び１６枚目 ないし１８枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、脅威認識、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５８	文書２４	９枚目、１２枚目、１７枚目、 ２２枚目、２３枚目、２７枚目、 ２９枚目ないし３１枚目及び ３５枚目ないし３７枚目のそれぞれ一部 １９枚目のページ番号を除く全て	自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、脅威認識、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

59		15枚目、25枚目及び33枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
		21枚目のページ番号を除く全て	
60		20枚目のページ番号を除く全て	自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、脅威認識、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
61	文書25	4枚目、5枚目及び10枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
62		6枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、脅威認識、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するた

			め不開示とした。
6 3	文書 2 6	3 枚目の一部	自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6 4		5 枚目、1 2 枚目ないし 1 4 枚目、1 6 枚目、1 7 枚目、2 2 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
6 5		9 枚目、1 9 枚目及び 2 0 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、審議・検討内容が推測され、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
6 6	文書 2 7	1 枚目の一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
6 7	文書 2 8	5 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個

			人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
68	文書30	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
69		5枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
70		7枚目及び8枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
71		10枚目、12枚目ないし14枚目及び16枚目ないし22枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5

			条1号及び3号に該当するため不開示とした。
7 2		2 3 枚目の一部	自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、審議・検討内容が推測され、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。